

一般ガス供給約款変更認可申請について

当社は9月4日、一般ガス供給約款の変更について中国経済産業局長あてに認可申請を行いました。

1. 申請理由

当社は、平成18年8月から天然ガス転換作業を実施し、今年5月15日をもって、すべてのお客さまの転換作業を無事完了しました。つきましては、天然ガス転換作業の完了（都市ガス原料の変更）に伴い、ガス事業法の規定に基づくガス料金原価の見直しを行い「一般ガス供給約款変更の認可申請書」の提出を行いました。

当社は、公益事業者としての使命を十分認識し、平素から、都市ガスの安定供給、保安の確保ならびに、お客さまサービスの向上等に努めながら、業務全般にわたり合理化、効率化を推進し、ガス料金の低減に向けて努力してまいりました。

しかしながら、このたびのガス料金原価の見直しでは、これまでの経営効率化努力に加え、さらなる効率化を織り込んで極力原価の圧縮に努めましたが、一層の保安強化のためのガス導管入替え工事（地震対策、経年劣化対策）等による設備投資が大きな負担となり、ガス料金が現行の水準のままで推移いたしますと、今後、収支が大きく圧迫され、会社の健全な事業運営に支障が出てくる見通しとなりました。

つきましては、このような状況に対処し、今後とも正常な経営を維持しつつ、公益事業者としての責務を全うするために、やむを得ずガス料金の値上げ改定を申請させていただきました。

また、本年3月1日に経済産業省令（一般ガス事業供給約款料金算定規則）が改正され、供給約款料金の調整に係る規定が変更されました。これを受け、原料費調整制度の変更を行います。

2. 申請の内容

(1) ガス料金の改定

①小口部門料金で平均7.84%引き上げます。

(注)小口部門とは年間10万 m^3 以上使用の大口部門を除いたものです。

②新旧料金表

(税込み)

	申請料金			改定前料金		
	適用区分 (1か月のご使用量)	基本料金 (1か月)	基準単位料金 (1 m^3 につき)	適用区分 (1か月のご使用量)	基本料金 (1か月)	調整単位料金 (1 m^3 につき)
A	0 m^3 ~10 m^3 まで	882.00円	218.71円	0 m^3 ~25 m^3 まで	882.00円	193.6830円
B	10 m^3 超~25 m^3 まで	1,003.80円	206.53円	25 m^3 超~250 m^3 まで	1,974.00円	150.0450円
C	25 m^3 超~100 m^3 まで	1,998.15円	166.76円	250 m^3 超~	4,266.15円	140.8890円
D	100 m^3 超~	3,138.09円	155.36円		—	

(注)現行3段階の料金表を、お客さまの使用実態をより反映するよう4段階に拡充します。

③標準家庭における影響

月間ガス ご使用量	月間お支払額（税込価格）		改定額	改定率
	申請料金	改定前料金		
23 m^3	5,753円	5,336円	417円	7.81%

(注)標準家庭とは、過去5年間の実績に基づいた、1か月のご使用量が23 m^3 のお客さまです。

④ガス料金算定方法の変更

より分かりやすい料金算定を目的に、税込単価により算定する方法へ変更します。

(2) 原料調整制度の変更

- ① 現行四半期ごとに実施しているガス料金の調整を、毎月実施します。
- ② 平均原料価格をガス料金に反映させるまでの期間を、現行の中3か月から中2か月へ短縮します。

(3) 本支管工事費当社負担額の増加

ガスメーター1立方メートル毎時当たり 61,500 円から 63,000 円に増額し、お客さま負担額の軽減を図ります。

(4) 実施予定日 平成 21 年 12 月 1 日

以上

【参考資料】

原料費調整制度とは	
都市ガスの原料であるLNG（液化天然ガス）やLPG（液化石油ガス）の価格は、原油価格や為替レートの動きに応じて変動します。	
原料費調整制度は、こうした原料価格の変動を適切にガス料金に反映させるためのものです。	

<原料費調整制度変更の内容>

項目		新制度	現行制度
①	料金反映の仕組み	調整頻度	毎月
		平均原料価格の算定方法	料金反映の 5~3 か月前まで (中2か月)の 3 か月平均
②	調整バンド	廃止	平均原料価格の変動が、基準平均原料価格の±5%以内の場合は、ガス料金の調整は行わない
③	上限バンド	現行通り	平均原料価格が上限価格(基準平均原料価格×1.6)を上回った場合には、上限価格を平均原料価格とする

